

議案第21号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2ページをご覧ください。

「戸籍法の一部を改正する法律」が令和6年3月1日施行され、新たに国が構築した戸籍情報連携システムを活用して、戸籍謄本の広域交付等が全国の市区町村で可能となります。

これに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正されたため、その金額に合わせて「大津市手数料条例」の一部の改正をお願いするものです。

資料3ページをご覧ください。

主な改正点は、「1 戸籍謄本等の広域交付」、「2 電子化された届書等の証明書交付・閲覧」、「3 戸籍の記録事項を識別するための符号の発行」の3点となります。

資料4ページをご覧ください。

「1 戸籍謄本等の広域交付」についてご説明します。

これまで、戸籍の証明は、本籍地市区町村でしか交付できませんでしたが、法施行日以降、国の新たに構築されたシステムを利用して、全

国のどこの市区町村窓口でも、どこの本籍地の戸籍謄本等でも、本人、配偶者、父母・祖父母など直系尊属、子・孫など直系卑属の戸籍について窓口での請求に限り、交付が可能となります。

手数料も、現行の大津市本籍の戸籍と同じで、現在の戸籍は1通450円、すでに除籍となっているものは1通750円です。

これまでは、婚姻や転籍などで本籍地を他の市区町村に移していれば、それぞれの本籍地に請求する必要がありましたが、今後は、本人が最寄りの自治体窓口に行って請求すれば、すべての戸籍をそろえることが可能になります。

資料5ページをご覧ください。

続きまして「2 電子化された届書等の証明書交付・閲覧」についてご説明いたします。

現在、市区町村に届出された戸籍に関する届については、届書の原本を紙で保管しています。そのため、届書自体の記載事項証明については、紙の原本をコピーし認証文を付けて交付、閲覧しています。

一方、法施行後の届については原則、届書をスキャンしたデータ(届書等情報)を届書原本として証明を作成し交付、閲覧することになるため「届書等情報の内容の証明書」の文言を追加しました。

手数料は、これまでの届書の記載事項証明の交付及び閲覧と同額の

1通350円です。

資料6および7ページをご覧ください

最後に「3 戸籍の記録事項を識別するための符号の発行」についてご説明いたします。

パスポートの申請や、日本人の配偶者である外国人が在留資格を申請する場合など、現在、さまざまな行政機関の手続きで日本人であることや家族関係の証明として戸籍謄本等の添付が求められています。

それらについて、対応可能な行政機関に対しては、戸籍謄本等自体ではなく、該当の戸籍を識別する符号(パスワード)を提示すれば、戸籍の提出をしなくても、行政機関が符号から戸籍の情報を確認することができるようになります。符号通知書は、符号の有効期間内であれば複数の行政機関に対して提示可能です。

符号の発行は、通常の戸籍謄本等の取得よりそれぞれ50円安く手数料を設定しており、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行1件400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行1件700円です。

なお、符号の発行と同時に同じ戸籍謄本等を請求する場合、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから請求し自動的に符号が発行される場合は、符号通知書は無料となります。

7ページは、「戸籍の記録事項を識別するための符号の発行」の流れ

のイメージです。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。